

まちづくり 3 条例の整備について

都市計画マスタープランの土地利用に係る理念を実現し、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進するため、土地利用に関する 3 条例を制定します。

土地利用を取り巻く状況の変化

1. まちづくりへの市民参加

市民の皆さんの取り組みによるまちづくり構想の策定手続きや支援について定め、今後も地域ごとの特色あるまちづくりを促進する必要があります。

2. 都市計画法の改正

- (1) 都市計画法が、これまでの人口増を前提とした枠組みから人口減少社会に対応するものへと大きく転換されました。
- (2) この改正により大規模集客施設の立地規制強化や、市街化調整区域の大規模な開発行為が原則禁止されることとなり本年 11 月末に施行されます。
- (3) なお、市街化調整区域の大規模な開発行為でも市が必要と考えられる場合は地区計画といった都市計画を通して判断して行くこととなり、その手続きを定める必要があります。

3. 土地利用の課題

既成市街地の定住人口の減少や商業の郊外化などによる中心市街地の空洞化、市街化調整区域での無秩序な都市的土地利用の発生や、耕作放棄農地の拡大など様々な課題を抱えており、これらの課題に対応しながら土地利用を誘導していく必要があります。

条例の概要

四日市市都市計画まちづくり条例 (A 条例)

都市計画への市民参加の手続きを定めており、都市計画マスタープラン全体構想の土地利用の基本方針に基づいて市民の皆さんが地区計画などの提案をすることができます。例えば、狭あい道路を改善するまちづくり提案や、市街化調整区域の既存住宅団地の住環境を保全するまちづくり提案などが考えられます。

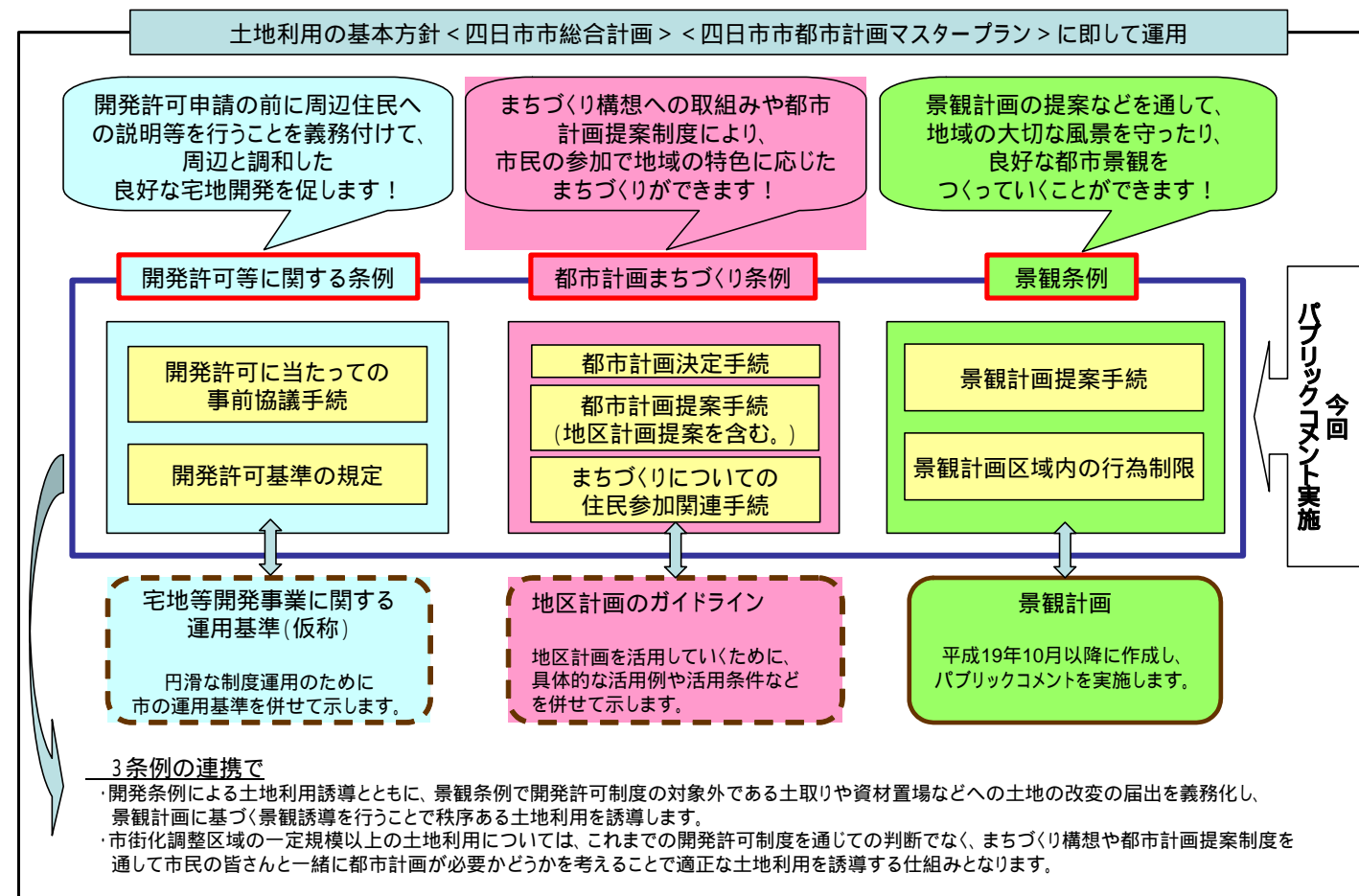
四日市市景観条例 (B 条例)

これまで一定規模以上の建築物等を対象に景観に関する届出や助言を行っていますが、景観法 (平成 16 年 12 月) に基づく景観行政団体へ移行し周辺環境と調和した景観形成の誘導をより一層進めます。また、新たに資材置き場や土石の採取などを届出行為に加え、都市計画法 (開発許可制度) では指導できなかった行為も届出対象行為にします。なお、景観行政団体である三重県が平成 20 年 4 月から景観条例・景観計画の施行を予定していますが、本市では景観誘導をより実効性あるものとするため、市独自で景観行政団体に移行し運用を行っていきます。

四日市市開発許可等に関する条例 (C 条例)

開発許可制度を円滑に運用するため許可申請の事前手続きを示すとともに、周辺住民への説明や一定規模以上の開発の予定看板の設置を義務付けるなど、開発に伴う周辺住民とのトラブル防止にも効果があるようにします。

土地利用に関する 3 条例の概要



パブリックコメント実施にあたっての意見提出方法

1. 提出期間 平成 19 年 9 月 10 日 (月) から 10 月 9 日 (火) まで
2. 提出方法

書式は自由ですが、住所及び氏名を明記のうえ日本語で記載したものを下記のいずれかの方法で各条例の担当課へ提出してください。

 - (1) 直接持ち込み

四日市市都市計画課 (A 条例・B 条例) 四日市市開発審査課 (C 条例)

楠総合支所又は各地区市民センターへ提出された場合は、上記所管課へ送付されます。
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ

FAX 番号 059 (354) 8301 (両課とも共通)
 - (4) 電子メール

E-Mail toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp (都市計画課: A 条例・B 条例)

kaihatsushinsa@city.yokkaichi.mie.jp (開発審査課: C 条例)